岡山市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別紙1に定める農地維持支払交付金及び実施要綱別紙2に定める資源向上支払交付金に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において多面的機能支払交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長。以下「実施要領」という。)及び岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(交付金対象者)

- 第2条 交付金の対象となるものは、市長から事業計画の認定を受けた実施要綱別紙1第2の1及び2並 びに別紙2第2の1及び2に規定する広域活動組織及び活動組織(以下単に「活動組織」という。)と する。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により交付金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの属する年度の翌年度から起算して3年を経過していないものは、交付の対象としない。

(交付金対象事業等)

第3条 交付金の交付の対象となる事業,経費及び交付金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付申請は、岡山市多面的機能支払交付金交付申請書(様式第1号)に活動計画書を添 えて、市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第5条 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、実施要綱別紙1第3及び別紙2第3に規定する対象農用地の面積の変更以外の変更とする。

(状況報告,着手届及び完了届の免除)

第6条 規則第13条の規定による状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出 は要しない。

(実績報告)

第7条 事業を完了したとき (廃止又は中止の承認を受けたときを含む。) には、岡山市多面的機能支払 交付金実績報告書 (様式第2号) に実施要領様式第1-8号による実施状況報告書を添えて、その完了 の日から起算して30日以内又は交付金の交付があった年度の3月31日のいずれか早い時期までに市長に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定による交付金対象事業の完了前に交付金の交付を受けようとするときは、岡山市多面的機能支払交付金概算払請求書(様式第3号)に活動計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第9条 交付金対象者は、事業の執行状況及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他 関係書類を整備し、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第10条 市長は、必要があると認める場合は、交付金対象者に対して報告を求め、若しくは事業の執行 に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質 問させることができる。

附目

この要綱は、令和3年5月19日から施行し、令和3年度の交付金から適用する。

事業

経費及び交付金額

1 農地維持支 る事業

実施要綱別紙1第6の2(1)及び(2)の規定に基づいて、活動組 払交付金に係 織に対して支払う農地維持支払交付金に要する経費

> 市が、活動組織へ交付する農地維持支払交付金の交付金額は、下記 の表に定める交付単価に認定に位置付けられている対象農用地面積を 乗じて得た額の合計額とする。

> ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更 する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価につ いては、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目 の単価を適用するものとする。

また、加算措置の適用は国の要綱等に準ずる。

地目	対象農用地の10a当たりの交付単価
田	3,000円
畑	2,000円
草地	250円

加算措置の単価

地目	交付金の10a当たりの加算単価					
田	1,000円					
畑	600円					
草地	80円					

資源向 上支 る事業

実施要綱別紙2の第6の2(1)及び(3)の規定に基づいて、活動組 払交付金に係 織に対して支払う資源向上支払交付金に要する経費

- 1 市が、活動組織へ交付する資源向上支払交付金の交付金額は、下記2 の(1)の表に定める交付単価に認定に位置付けられている対象農用地 面積を乗じて得た額の合計額を上限とする額及び下記2の(2)の表に 定める額とする。
- 2 交付単価は、次の表に掲げるとおりとする。
 - (1)地域資源の質的向上を図る共同活動

多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は次の表に掲げる交 付単価の5/6とし、次の活動組織への交付金額は、当該交付単価の 7. 5割とする。

- ア 農地・水・環境保全向上対策若しくは農地・水保全管理支払の共 同活動を5年間以上実施している組織
- イ 採択年度を問わず、施設の長寿命化のための活動と併せ取り組む

組織

また、加算措置の適用は国の要綱等に準ずる。

地目	対象農用地の10a当たりの交付単価
田	2,400円
畑	1,440円
草地	2 4 0 円

加算措置の単価(多面的機能の更なる増進に向けた活動の支援)

地目	交付金の10a当たりの交付単価					
田	400円					
畑	2 4 0 円					
草地	40円					

加算措置の単価(農村協働力の深化に向けた活動の支援)

AND THE VESTIGATION OF THE PROPERTY OF THE PRO							
地目	交付金の10a 当たりの交付単価						
田	400円						
畑	240円						
草地	40円						

加算措置の単価(水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進)

地目	交付金の10a 当たりの加算単価
田	400円

(2) 組織の広域化・体制強化

区分	交付金の1組織当 たりの交付額
3集落以上又は 50ha以上200ha未満	4万円
200ha以上1,000ha 未満又は特定非営 利法人	8万円
1,000ha以上	16万円

岡山市多面的機能支払交付金交付申請書

年 月 日

岡山市長様

所在地 組織名 代表者

岡山市多面的機能支払交付金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度		年度	補助金等の名称 多面的機能支払交付金			
補助目的	事業等及び内		農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため地域 の共同活動を支援するもの			
補助事	業等の多	効 果				
補助事業	美等の経費所	要額			円	
補	助金	額			円	
	美等の着手年 了年月日(予		着 手 完 了			
添 /	付 書	類	1 活動計画書 2 その他			
※ 担 当	課所	見				

注 ※印の欄は記入しないこと。

岡山市多面的機能支払交付金実績報告書

年 月 日

岡山市長様

所在地 組織名 代表者

年 月 日付け○○○第 号で交付決定通知(及び 年 月 日付け 第 号で変更通知)のあった事業について,次のとおり事業を実施したので,岡山市多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により,その実績を報告します。

記

1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払 ○○, ○○○, ○○○円 交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)

注:添付書類として,多面的機能支払交付金実施要領様式第1-8号による実施状況報告書を 添付するものとする。

岡山市多面的機能支払交付金概算払請求書

年 月 日

岡山市長様

所在地 組織名 代表者 (署名又は記名・押印)

年 月 日付け〇〇〇第 号で交付金交付決定通知のあった本交付金について、岡山市多面的機能支払交付金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年月	月日	指令番号	<u>コ</u> . ブ	岡山市指令第	号
補助年度	年度		補助金等	等の名称		
補助事業等 の名称	多面的機能支払交付金					
補助金等の	交付決定通知額					円
一一	交付確定額					円
			年	月	日交付	円
			年	月	日交付	円
補助金等の既会	補助金等の既交付額		年	月	日交付	円
				計		円
今回交付請求額						円
未交付額						円
添付書類		1 補助2	金等交付	決定書又	は補助金等確定通知	田書の写し